

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十六年三月十八日

## 目次

### 告示

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定  
(道路維持課) 一

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定  
(同) 五

## 告示

岐阜県告示第百二十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定し、車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定(平成二十五年岐阜県告示第百十八号)は、平成二十六年四月一日限り廃止する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

### 指定する道路

道路の種類	路線名	区間	指定年月日
一般国道	号百五十八	同 市同 二地先まで	同
一般国道	号百五十七	同 市茜部新所一丁目三番地先まで	同
一般国道	号百五十六	郡上市白鳥町向小駄良字内打田七七三番の三地先から 同 市高鷲町大鷲字正會一四二番の三地先まで	平成二六・四・一



県道 一大 宮垣線	県道 関江 南線	県道 名古屋 多治見線	県道 豊田 多治見線	県道 南津 濃島線	県道 南岐 濃阜線
同 市正木町新井地内濃尾大橋上 愛知県境まで	同 大垣市笠縫町字奥屋敷四七二番の二地先から	同 各務原市鷺沼三ツ池町三三番地先から	同 多治見市京町二丁目一八七番一地先から	同 海津市海津町馬目字西方四二四番一地先から	同 岐阜市数田南一丁目一番一号地先から
同	同	同	同	同	同
県道 岐ケ 原線	県道 大垣環状 線	県道 瑞浪 イン 線	県道 岐阜 羽島 イン 線	県道 高鷲 イン 線	県道 垂岐 井阜線
同 郡同 町片山字市場一九五六番一地先	同 岐阜市真砂町一 丁目二番地先から	同 瑞浪市薬師町二丁目七九番の三地先から	同 羽島市江吉良町字村前三三四番の一地先	同 郡上市高鷲町鮎立字大ヶ野五七九八番の一	同 大垣市船町五丁目二九番地先から
同	同	同	同	同	同
県道 養老 島線	県道 春日井 各務原 線	県道 北 度方 線			
同 安八郡輪之内町四郷字新開二二八番一地先	同 各務原市鷺沼南町六丁目一六八番一地先	同 本巢市上真桑二二五八番一地先から			
同	同	同			



岐阜県告示第百二十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、  
通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せ  
て同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え

県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
土岐南多 治見イン ター線	美濃加 濃線	平成記 念公 園線	西大垣 停車場 線	笠荒 尾 縫線	室牧 原 線	小倉 大垣 江線	海安 津八 線
同市同 地先まで 字南山二二九一番九	美濃市松森字上巾上五五八番六地先まで 土岐市土岐津町土岐口字西山二二九九番一 一八地先から	同市同 地先まで 市山之上町字寺田五七六番一地先 まで	同市同 地先まで 大垣市神田町一丁目一九番地先から 同市旭町一丁目九番一地先まで	同市同 地先まで 大垣市熊野町一〇七一番一地先から 同市同 町三一五番一地先まで	同市同 地先まで 字二俣三四五六番一 一	同市同 地先まで 大垣市割田二丁目一 五番一地先から 同市船町七丁目二 番一地先まで	同市同 地先まで 安八郡安八町大明神字楢ノ木三七三番一 地先から 同郡輪之内町里字中之池二二一八番一 地先まで
同	同	同	同	同	同	同	同

四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定(平成二十五年岐阜県告示第百十九号)は、平成二十六年四月一日限り廃止する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定する道路

道路 種類	路線 名	区 間	指 定 年 月 日
一般 国道	二百五十七号	本巣市曾井中島字水門七八番地先から 同市上真桑二二五八番一地先まで	平成二六・四・一
一般 国道	二百四十八号	多治見市市之倉町五丁目一七二番九六地先 愛知県境から 同市大畑町大洞二番一地先まで 多治見市首羽町五丁目二七番三三番地先から 同市明和町一丁目三番地先まで 同市明生町一丁目一番一号地先から 同市小屋名字毘沙門一五二二番一地先まで 美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三二四番 二地先から 関市山田字門田七六番一地先まで 岐阜市長良福光八六番一地先から 同市岩崎一丁目一五番二地先まで 中津川市駒場字後洞一四八五番二地先から 同市同 字青木四四七番四地先まで 恵那市長島町正家字鍋山一番一五二地先か ら 同市長島町中野字石田八番四地先まで	同







県道	武並線	瑞浪市小田町一丁目三番地先から	
多治見		同 市和合町一丁目一番地先まで	
			同

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・二メートル以上（又は横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

平成二十六年三月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社